

包括外部監査結果報告書

(概要版)

令和5年度

新潟市

新潟市包括外部監査人

公認会計士 植木謙治

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

① 監査テーマ

外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況について

② 監査対象年度

原則として令和 4 年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

③ 監査対象範囲

新潟市の出資比率、新潟市からの財政的関与の規模、外郭団体の規模、及び過去の包括外部監査の対象年度を勘案し、下記の外郭団体及び所管課を監査対象範囲とした。

対象外郭団体	所管課
—	総務部行政経営課
(公財)新潟市芸術文化振興財団	文化スポーツ部文化政策課
(公財)新潟市海洋河川文化財団	文化スポーツ部文化政策課
(公財)新潟観光コンベンション協会	観光・国際交流部観光政策課
(株)新潟市環境事業公社	環境部循環社会推進課
(公財)新潟ミートプラント	農林水産部食と花の推進課
新潟市土地開発公社	財務部用地対策課
(公財)新潟水道サービス	水道局総務部総務課

3. 特定の事件を選定した理由

新潟市には、行政活動の代行的、補完的機能を果たすことを目的として、市が出資（出捐）して設立された地方公社や財団法人、株式会社、その他継続的に市が人的・財政的支援を行っている団体など、様々な形態の団体が存在する。本市では、これらの団体の中で、本市の出資又は出捐の比率（25 パーセント以上）を基本に、本市からの財政支出及び人的支援の状況等、本市と団体との関係から判断して本市が主体的に指導監督する必要のある団体を外郭団体として位置づけており、2023 年 4 月 1 日現在において、地方公社 1、公益法人 13、株式会社 4、社会福祉法人 1 の合計 19 団体が外郭団体として存在している。

これらの外郭団体が市の出資等の目的に沿った形で、事業が効率性、有効性、経済性の観点から適切に遂行されるとともに、市から独立して一定の自立性をも

って事業運営を行っているかについて、包括外部監査のテーマとすることに意義があると判断した。

また、本市は「新潟市外郭団体評価実施要綱」（平成25年4月1日最終改訂）及び「新潟市外郭団体経営改善検討会議設置要綱」（平成25年4月1日最終改訂）に基づき、外郭団体の評価・指導調整を行っており、市として適切な指導及び関与がなされているかについて、包括外部監査のテーマとすることに意義があると判断した。

さらには、外郭団体については、他の自治体における包括外部監査のテーマとして数多く取り上げられており市民の関心も高いと考えられる。そのため、外郭団体の財務事務の執行について包括外部監査のテーマとすることに意義があると判断した。

以上の理由で「外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況について」を特定の事件として選定した。

4. 監査の着眼点

以下の項目について、外郭団体に係る財務事務の執行及び管理が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかを監査する。

- 外郭団体の見直しに係る体制が適切に構築されているか。
- 各外郭団体の経営状況の評価は適切に実施されているか。
- 各外郭団体に対する市の指導監督は適切に実施されているか。
- 各外郭団体のガバナンスは有効に機能しているか。
- 各外郭団体において財務事務は適正に執行されているか。
- その他

5. 包括外部監査の手法

外郭団体及び所管課の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。また、必要に応じて運用現場の視察を行った。

6. 包括外部監査の実施期間

令和5年6月1日から令和6年1月31日まで

7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	植木 謙治	公認会計士
補助者	赤塚 弘晃	公認会計士
補助者	渡部 政記	公認会計士

補助者 川嶋 哲朗 公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

● 端数の処理

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

● 元号の表記

一部の元号について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	元号	凡例
S	昭和	S60=昭和 60 年
H	平成	H30=平成 30 年
R	令和	R4=令和 4 年

● 法人の種類

一部の法人の種類について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	法人の種類
(公財)	公益財団法人
(株)	株式会社

II. 包括外部監査の結果及び意見

1. 結果及び意見の概要

① 結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から、外郭団体及びその所管部署に対して監査を行った。

監査の結果、「②指摘及び意見の要約」に記載したとおり、複数の指摘・意見が発見された。

指摘・意見の中には監査対象の外郭団体及びその所管部署のみに限定されるものではなく、同様の課題が他の外郭団体及び所管部署にも生じていることが想定されるため、個別の対応にとどまらず、新潟市全体としての対応が必要でないかを検討の上、課題対応に取り組んで頂きたい。

また、新潟市においては「Ⅱ. 3」に記載のとおり、毎年度、外郭団体評価システムによる外郭団体の経営状況及び市の関与の妥当性に関する評価を行っており、本包括外部監査の指摘・意見を今後の評価の中でも活用して頂きたい。

なお、監査対象外郭団体及びその所管部署において通常業務に追われる中、限られた時間で予定した調査を実施できたことは、それぞれ担当者の方々の協力があったからであり、それについて心より感謝を申し上げたい。

② 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準 (地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A)
指摘	監査の結果（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）	合規性（適法性と正当性）への違反となるもの。すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。 (違法行為及び不当行為の説明は下記に記載)
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）	3 E（経済性、効率性、有効性）の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したもの。

<違法行為と不当行為の補足説明>

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。
法令等の実質的な違反がある場合 ① 裁量権の逸脱あるいは濫用 ② 行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的にみて社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限って違法とされる。	法令等の実質的な違反とは言えないが、 ① 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。 ② 法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である。 ③ 社会通念上、適切でないもの。
<事例>	<事例>

① 作為に基づく法令違反（不正）	① 通常の時価よりも著しく高い価格での物品購入
② 法令等の解釈・適用の誤りに基づくもの（誤謬）	② 公益性はあるが必要以上に多額な支出

（出典：「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A」
（2020年2月20日 日本公認会計士協会）

<指摘及び意見の要約一覧表>

項目	区分	指摘または意見の内容
総務部行政経営課		
外郭団体の評価指標について	意見 1	<p>新潟市内部において外郭団体評価を行う際の評価項目として、「外郭団体のあり方」を第一の評価項目としているが、外部に公表している「外郭団体評価 実施報告書」においては、外郭団体の経営状況に係る項目が評価の視点として記述されており、「外郭団体のあり方」は評価項目として明確となっていない。</p> <p>新潟市内部では「外郭団体のあり方」を評価・検討しているものの、公表物のみを見た場合、それがなされていない誤解を招く可能性があり、公表する「外郭団体評価 実施報告書」の中でも「外郭団体のあり方」を評価項目として明示することが望ましい。</p> <p>また、市内部と公表物で評価項目の記載が異なる点も、再度整理することが望ましい。</p>
所管課へのモニタリングについて	意見 2	<p>外郭団体評価システムにおける評価の過程で、外部評価アドバイザーは外郭団体及び所管課へ改善指示事項を取り纏めている。外郭団体への改善指示事項の対応状況は、「外郭団体評価調書」においてモニタリングされ、公表もされている。他方で所管課への改善指示事項のモニタリング方法は、行政経営課から各所管課へ、口頭ベースで状況確認を行うに留まっている。</p> <p>外郭団体における事業課題の解決・経営改善には、外郭団体のみで解決できるものだけではなく、所管課の協力が必要なものも多数存在する。外部評価アドバイザーもその点を踏まえて、所管課に対しても改善指示事項を取り纏めている。そのため、所管課に対する改善指示事項についても、外郭団体と同様の水準でモニタリングを行うことが望ましい。</p>

(公財)新潟市芸術文化振興財団		
外郭団体に対する結果及び意見		
中期経営計画について	意見 3	<p>中期経営計画が平成29年3月に作成されたものから更新されていないが、環境も課題も変化しているため見直しが必要である。そして、中期経営計画の見直しの際は、下記事項について留意されたい。</p> <p>現行の中期経営計画では具体性に乏しいためアクションプランの作成が必要である。そしてPDCAサイクルを回すためには、活動実績を評価するため可能な限り定量評価できる目標を設定すべきと考える。</p> <p>また、法人全体での中期経営計画の共有が行われておらず浸透していないため、共有する機会を適宜設ける必要がある。</p>
登記事務の法定期限について	指摘 1	<p>登記事項の変更事由が発生した場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記を行うことが必要とされているが、役員の変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記が行われていない事象が散見された。</p> <p>登記が期限を経過していた理由は、担当者が期限を認識していなかったとのことであるため、担当者の交代に伴う業務の引継ぎも見据えて、担当事務の棚卸及び年間スケジュール表を作成する等の対応により継続的に法令遵守する体制の整備・運用が必要である。</p>
役員の欠格事由の確認について	意見 4	<p>新潟市芸術文化振興財団においては、役員の就任時には欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手することはしていない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。</p>
評議員会への報告の省略について	指摘 2	<p>評議員会への報告の省略が有効に行われたと認められるためには、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことが必要であるが、意思表示を確認していない。</p> <p>法令及び定款を遵守して適切な評議員会運営を行う必要がある。</p>
事業計画の新潟県への	指摘 3	<p>新潟市芸術文化振興財団においては、令和5年度の事業計画書・収支予算書等を令和5年3月31日までに新潟県に</p>

提出期限について		<p>提出する必要があるものの、令和5年5月18日に提出しており、期限を超過した提出となっている。</p> <p>法令を遵守して公益法人運営を適時・適切に実施する必要がある。</p>
アンケートに関する市への報告について	指摘 4	<p>新潟市歴史博物館においては、アンケートの結果報告は、定期的な報告は無く、必要に応じて報告する形となっている。アンケート結果の報告を求める基本協定書に従った対応となっていないため、アンケートを実施したら結果報告をする必要がある。なお、令和5年度から定期的な報告を実施する方針としている。</p>
退職給付引当資産の運用資産について	指摘 5	<p>退職給付引当資産取扱要綱に定められた運用対象外の金融資産（地方債）が、退職給付引当資産の運用対象とされていた。</p> <p>退職金の支払が滞らないよう配慮されてはいるものの、取扱要綱には従っていないため、取扱要綱に従った運用に改めるか、または、取扱要綱の趣旨を勘案した上で、運用方針の見直し及び取扱要綱の整備を行う必要がある。</p>
賞与引当金・退職給付引当金の貸借対照表内訳表上の計上額について	指摘 6	<p>貸借対照表内訳表において、賞与引当金及び退職給付引当金について公益事業及び収益事業への按分が適切に行われていない。</p> <p>日本公認会計士協会から公表されている研究資料を参考に公益法人会計基準に従った適切な決算書を作成する必要がある。</p>
賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理について	指摘 7	<p>新潟市芸術文化振興財団では、職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を、決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。</p> <p>賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上するべきである。</p> <p>なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
税効果会計の適用要否の判断につ	指摘 8	<p>収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。</p>

いて		よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。
関連当事者の注記について	指摘 9	関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。
所管部署に対する結果及び意見		
役員人件費を補助対象とすることについて	意見 5	「公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金」において、新潟市芸術文化振興財団の役員人件費についても補助の対象としている。国では、行政改革の取組として、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。 国が計画の中で説明している懸念点は新潟市であっても共通しているため、役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。
公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金に係る補助金評価について	意見 6	公表している「公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化振興に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。 また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。
坂口安吾顕彰事業補助金に係る補助金の評価について	意見 7	公表している「坂口安吾顕彰事業補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化振興に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。

		<p>また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。</p>
基本協定書について	意見 8	<p>歴史文化課にて作成されている「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理に関する基本協定書」では、「備品」「消耗品」の定義付けが無く、「備品」「消耗品」の区分が新潟市の制定しているルールと不整合となる可能性があるため、明記すべきであると考え。</p> <p>また、新潟市芸術文化振興財団は、文化政策課及び歴史文化課が所管する複数の施設において、それぞれ指定管理者として基本協定書を交わしているが、同一の外郭団体との協定書にもかかわらず、各施設に特有の規定を除いた共通する事項についても記載が異なる部分が散見されたため、見直すことが望ましい。</p>
(公財) 新潟市海洋河川文化財団		
外郭団体に対する結果及び意見		
指定管理の月例業務報告書について	指摘 10	<p>月例業務報告書に基本協定書に定められた事項の一部（管理経費等の収支状況）の記載が漏れていた。そのため、基本協定書の定めに従って必要事項を漏れなく業務報告書に記載し提出することが必要である。</p> <p>しかし、そもそも月例業務報告書で報告を求める事項として必須なのか疑問が残る。</p> <p>基本協定書に定められた事項は新潟市作成のひな型どおりであり、状況によっては、記載事項の要否を検討した上でカスタマイズして利用することが望ましいと考える。</p>
利用されていない銀行口座について	意見 9	<p>長期に使用実績が無く使用見込みも無い普通預金口座を保有している。現在使用しておらず今後の使用見込みが無い預金口座は、不正に使用される恐れや管理コストの点から、早期に解約することが望ましい。</p>
賞与引当金について	指摘 11	<p>翌年度の夏季賞与支給見込額は、年度末時点において引当金計上の要件を満たしているため、当期の負担に属する金額を財務諸表において賞与引当金として計上する必要があるが、賞与引当金が計上されていない。また、賞与引当金に対応する社会保険料会社負担見込額も負債計上する必要がある。</p> <p>なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、</p>

		重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。
税効果会計の適用要否の判断について	指摘 12	<p>収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。</p> <p>よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
補助金等の注記について	指摘 13	補助金の交付を受けているが、財務諸表において補助金等の注記を行っていない。よって、財務諸表に補助金等の注記を追加する必要がある。
関連当事者の注記について	指摘 14	<p>関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。</p>
所管部署に対する結果及び意見		
修繕費の負担について	意見 10	<p>「新潟市水族館の管理に関する基本協定書」において負担しないとする高額な修繕費を継続的に新潟市海洋河川文化財団が負担している状況であり、また今後は施設老朽化により緊急的な高額の修繕費も増えることが予想される。</p> <p>協定書に準拠した適正な負担関係を構築できるよう、新潟市は対応の見直しを含めて検討することが望ましいと考える。</p>
役員人件費を補助対象とすることについて	意見 11	<p>「公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金」において、新潟市海洋河川文化財団の役員人件費についても補助の対象としている。国では、行政改革の取組として、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。</p> <p>国が計画の中で説明している懸念点は新潟市であっても共通しているため、役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。</p>
公益財団法	意見	公表している「公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運

<p>人新潟市海洋河川文化財団運営補助金に係る補助金評価について</p>	<p>12</p>	<p>営補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化醸成に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。</p> <p>また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。</p>
<p>指定管理者業務の仕様書について</p>	<p>意見 13</p>	<p>指定管理者の選定に関する評価会議において、同一事業者を指定管理者候補者として非公募とすることのデメリット（マンネリ化など）について解消する方策（外部意見の取入れなど）を仕様書に織り込むことを条件として非公募を容認するという旨の評価委員の意見があった。当該意見も踏まえて、評価会議として指定管理者の選定を非公募とする結論に至ったが、仕様書に対応に関する記載が従前から存在することをもって、委員からの意見に対応した仕様書の変更は行っていない。</p> <p>しかし、デメリット（マンネリ化など）を排除するためには、指定管理者に意識・行動の変革を促す必要があり、記載内容が変わらない仕様書では意識・行動の変革を促す効果は期待できないため、マンネリ化などを解消するための記載を仕様書に明確にすべきであると考えます。</p> <p>また、他の施設の指定管理者の選定に関する評価会議が後日開催されているが、新潟市水族館と同じく同一事業者を指定管理者候補者として非公募としているにもかかわらず、同様のデメリットに関する議論がなされていない。共通の論点については、横断的な情報共有及び慎重な議論が行われるように対応することが望ましい。</p>
<p>(公財) 新潟観光コンベンション協会</p>		
<p>外郭団体に対する結果及び意見</p>		
<p>役員の欠格事由の確認について</p>	<p>意見 14</p>	<p>新潟観光コンベンション協会においては、役員の就任時には欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手することはしていない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分な説明を行い、欠格事由の</p>

		有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。
活動指標の選定について	意見 15	新潟観光コンベンション協会の活動指標としては、延べ宿泊者数、コンベンション開催件数、コンベンション参加者数が指標として考えられており、特に延べ宿泊者数に重点が置かれている。しかし、地域経済の活性化は必ずしも宿泊者の数だけでは判断できるわけではないと考える。 そのため、地域経済の活性化がどの程度行われたかを判断するために、どのような指標が適切かを検討の上、活動指標として選定することが望ましい。
新潟市観光情報館の取り扱いについて	意見 16	新潟市観光情報館は、すでに存在意義を失っていると考えられるにもかかわらず、保有しているだけで新潟市の財政負担が生じている。また、老朽化が進んでおり、使用し続けるには修繕等が必要な状況とのことであり、このような現状に鑑みれば、速やかに処分すべきである。 解体撤去の方針とのことであるが、入居者もいることからすぐに取り壊しということもできないと考えられるため、解体撤去のために必要な課題を洗い出し、具体的なアクションを検討すべきである。
財政調整資金積立金について	意見 17	新潟観光コンベンション協会の事業は、基本的に事業資金は新潟市の補助金で賄われており、必要以上に資金を保有しなければならないような事業運営を行っていない。現金預金残高も一定程度保有しており、それ以外に財政調整資金積立金として別枠の預金を保有する意義が乏しいと考える。 財政調整資金積立金は通常の普通預金との違いも不明瞭であり、財政調整資金積立金について意義、必要性及び資金繰りを検討の上、新潟市への返還や現金預金勘定との統合も検討することが望ましい。
補助金交付事務の不備について	指摘 15	新潟観光コンベンション協会は、新しいMICE誘致推進事業としてコンベンション開催補助金を交付している。当補助金の交付要綱には、主催者は実績報告書の他に参加者名簿や決算書、参加者アンケートなどの添付書類を速やかに提出しなければならない旨が定められているが、参加者アンケートが添付されていないものが1件発見された。 補助金の交付決定にあたっては、「公益財団法人新潟観光コンベンション協会コンベンション開催補助金交付要綱」に従った手続が実施されていることが必要であると

		<p>もに、「コンベンション開催補助金実績報告書兼交付申請書」等の書類に不備や不足がないことが重要であり、そのための適切な事務執行が必要と考える。不備があるにもかかわらず、補助金として交付している事例があったことから、事務執行が適切に行われる体制を整備する必要がある。</p>
一者随意契約について	指摘 16	<p>新潟空港 1 階の国内線側に大型のデジタルサイネージを設置する業務について一者随意契約を行っている。</p> <p>しかし、一者随意契約を締結する場合には、然るべき理由が必要と考えるが、該当法令は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号となっており、競争入札が不利な場合とされているが、なぜ競争入札が不利になるのかが明確に説明されていない。</p> <p>また、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断したとあるが、そもそも、一者随意契約をしておりその他の事業者との比較も行われておらず、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断した根拠が不十分である。</p> <p>さらに、契約者として賛助会員以外の業者を検討しない、契約価格の妥当性を検討しないということであれば、新潟市の補助金で事業を行う公益財団法人としては適切ではないと考える。</p> <p>以上より、発注業者の選定は一般競争入札を行うか、随意契約を締結するにしても技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的かつ総合的に判断し決定するなど、適正に行う必要がある。</p>
発注業者の見積について	指摘 17	<p>新潟空港の国際線チェックインロビーにデジタルサイネージを設置しているが、見積を取るにあたって、実質的に賛助会員 1 社からしか見積を取っていない。</p> <p>見積を取るにあたって、賛助会員以外の事業者を検討しない、契約価格の妥当性を検討しないということであれば、新潟市の補助金で事業を行う公益財団法人としては適切ではないと考える。</p> <p>以上より、発注業者の選定にあたっては、有利な条件で契約ができるように、適切に見積を入手し比較検討すべきである。</p>
会計記録と補助簿（現	指摘 18	<p>現金出納帳に記録されている現金の動きが、会計記録に記録されていない。</p>

金出納帳)の整備について		<p>会計記録は、法人の経済実態を適切に反映させるため、現金の動きについて適切に記録すべきである。月末に残高が残らないように運用しているとしても、会計記録は月末残高のみを記録するものでは無く、実際には月末に現金残高が残っていることもあり不適切であると考える。現金出納帳を適切に作成した上で、その内容は会計記録と整合させる必要がある。</p>
現金実査について	意見 18	<p>新潟観光コンベンション協会では、現金について実査をした上での残高報告等はしていない。</p> <p>現金については、不正のリスクもあることから定期的に金種表等を利用した現金実査を行い、その結果を報告させるような運用が望ましいと考える。</p>
リース取引の会計処理について	指摘 19	<p>新潟観光コンベンション協会の新潟空港国際線チェックインロビーLED ビジョンに係るリース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているが、ファイナンス・リース取引に該当すると考えられるため、通常の売買取引に準じて会計処理すべきである。</p> <p>また、リース契約を締結する都度、リース取引判定を行う体制を構築することが必要である。</p>
資産除去債務の計上について	指摘 20	<p>新潟観光コンベンション協会の事務局事務所については賃借している事務所の内装（間仕切壁等）設備や造作物について、新潟市観光情報館については賃借している土地の上に建設されている新潟市観光情報館建物について、契約上除去に関する義務があると考えられ、該当する資産除去債務を見積計上することが必要となる。</p> <p>しかし、新潟観光コンベンション協会の令和4年度財務諸表上、資産除去債務を計上していないため、計上することが必要である。</p>
賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理について	指摘 21	<p>新潟観光コンベンション協会では、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。</p> <p>賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上するべきである。</p> <p>なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要</p>

		がある。
注記における重要な会計方針としての引当金の計上基準について	指摘 22	新潟観光コンベンション協会の令和4年度財務諸表における、財務諸表に対する注記では、1. 重要な会計方針(4) 引当金の計上基準という項目があるものの、引当金の計上基準は退職給付引当金についてのみ記載されている。しかし、貸借対照表では「賞与引当金」についても計上されており、引当金の計上基準として注記をするべきである。
関連当事者の注記について	指摘 23	関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。
所管部署に対する結果及び意見		
役員人件費を補助対象とすることについて	意見 19	「公益財団法人新潟観光コンベンション協会運営事業補助金」において、新潟観光コンベンション協会の役員人件費についても補助の対象としている。 国では、行政改革の取組として、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。 国が計画の中で説明している懸念点は新潟市であっても共通しているため、役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。
補助金評価シートの補助率について	指摘 24	「公益財団法人新潟観光コンベンション協会運営事業補助金」の評価シートに係る補助率は正しい数値を開示していないため、補助金に対する正しい理解に資するように適切に開示すべきである。
(株)新潟市環境事業公社		
外郭団体に対する結果及び意見		
人事考課の導入について	意見 20	新潟市環境事業公社では、人事考課が行われていない。 適切な人事制度の運用のためにも、人事考課の導入について引き続き検討することが望ましい。
組織的な人材教育の必要性について	意見 21	新潟市環境事業公社では、人材育成に力を入れるため、配置転換を計画的に行っているが、実際の教育は所属している各部署に任せており、法人として管理しているわけで

て		<p>はない。</p> <p>各事業において知識や技能が求められ、計画的に教育を行うのであれば、各業務における必要な知識や技能を法人として整理をした上で、各人がどのような知識や技能を習得しているのか、どのように習得させていくのか等、配置転換をさせるだけではなく、それぞれの習得状況まで計画的に行うことが望ましい。</p>
移転準備引当金の会計処理について	指摘 25	<p>新潟市環境事業公社の令和4年度の貸借対照表には、移転準備引当金 170,000 千円が計上されているが、移転準備引当金は引当金の計上要件を満たしておらず、計上額に合理性も無い。</p> <p>合理性のない引当金を計上し、利益を過少に計上することは、適切な利益を株主に説明せず、利益処分を奪っていることになるため不適切である。</p>
前払費用の会計処理について	指摘 26	<p>新潟市環境事業公社の令和4年度の貸借対照表には未完成の固定資産の取得のために支払った資金が、流動資産の前払金として計上されている。</p> <p>しかし、未完成の固定資産の取得のために支払った資金は固定資産の建設仮勘定として開示することが適切であり、貸借対照表の開示科目は、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に基づき、適切に開示することが必要である。</p>
賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理について	指摘 27	<p>新潟市環境事業公社では、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。</p> <p>賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上するべきである。</p> <p>なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
役員退職慰労引当金の会計処理について	指摘 28	<p>新潟市環境事業公社では、役員に対して退職慰労金を支払うことが予定されているが、令和4年度の貸借対照表には役員退職慰労引当金が計上されていない。</p> <p>将来の役員退職慰労金の支払に対応する金額は、役員退職慰労引当金として適切に計上するべきである。</p>

有価証券の評価基準及び評価方法の注記について	指摘 29	新潟市環境事業公社では、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて計算書類を作成していることを明記しているが、重要な会計方針に係る事項に関する注記として、有価証券の評価基準及び評価方法を注記していない。 「中小企業の会計に関する指針」、会社計算規則に基づき、有価証券の評価基準及び評価方法を適切に注記すべきである。
株主資本等変動計算書の注記について	指摘 30	新潟市環境事業公社では、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて計算書類を作成していることを明記しているが、株主資本等変動計算書に関する注記が不足している。 「中小企業の会計に関する指針」、会社計算規則に基づき、株主資本等変動計算書に関する注記を適切に注記すべきである。
所管部署に対する結果及び意見		
新潟市環境事業公社と新潟市の関係性について	意見 22	新潟市環境事業公社は株式会社という組織形態であり、新潟市は34.6%出資しており大株主である。 株式会社という組織形態において新潟市の出資比率が34.6%という現状は、一事業者としての客観性は確保されておらず、他方で新潟市のために協力運営をすることが確保されている状況とも言えないと考えられる。そのため、新潟市は、新潟市環境事業公社との関係性を解消するのか強化するのかどちらが適切なのか方針を明確にし、資本関係の対応も含む具体的な対応を検討することが必要と考える。
資源再生センターに係る一者随意契約について	指摘 31	資源再生センター選別施設運転管理業務委託について、新潟市は新潟市環境事業公社と一者随意契約を締結している。 しかし、随意契約ガイドラインに照らし合わせると、資源再生センター選別施設運転管理業務委託について、一者随意契約とするには合理的な理由とは言い難い。そのため、一者随意契約を締結する場合には、随意契約ガイドラインを遵守した契約を行うことが必要である。
(公財) 新潟ミートプラント		
外郭団体に対する結果及び意見		
収益改善施策のない中	意見 23	新潟市全体のと畜数は減少傾向であり法人の経営環境に厳しさが増しているものの、翌年度予算や中期計画では法

期計画について		人の経営を改善するための具体的な施策が策定されていない。継続的な事業活動を行うために、法人経営を改善するための施策を計画的に運用することが望ましい。
契約方法を選択する際の金額基準について	意見 24	新潟ミートプラント契約要綱において、工事又は製造の請負は、250万円を下回る場合に随意契約の方法により締結することができ、250万円を超える場合には競争入札が必要となる旨が定められている。 しかしながら、特定の修繕工事に関しては、同じ業者への取引を同日に決裁しているにもかかわらず、分割して金額判定することで250万円を超えないものと判断し随意契約を行っていた。 公正で経済合理性がある取引ができるように、実態を踏まえた契約事務を行う必要がある。
見積合わせの実施状況について	指摘 32	新潟ミートプラント契約要綱において「第21条契約執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく有資格者のうちから、特別の理由のある者を除き2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」と定めている。新潟ミートプラントでは、特殊機械等が多く一者随意契約を締結しているケースが多いが、照明修繕・屋根修繕といった複数の業者で施工が可能と考えられる修繕についても見積合わせを実施していない。 一者随意契約となっている場合は、競争性が働いておらず、公平性が担保できていない懸念があるため、委託料削減・公平性の観点から、内規を遵守し、見積合わせを行う必要がある。
少額の随意契約の取り扱いについて	意見 25	新潟ミートプラント契約要綱において「第21条契約執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく有資格者のうちから、特別の理由のある者を除き2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」としているが、10万円未満の経費については見積合わせを実施していない。 実態に即した規程に見直しをするなど、内規に即した事務執行を行えるよう体制を整備する必要がある。
所管部署に対する結果及び意見		
無償で業務受託している新潟市食肉センター	意見 26	新潟市が民間事業者から徴収する新潟市食肉センター使用料等の徴収事務は、新潟ミートプラントに委託されているが、その委託料は無償とされている。徴収事務といった責任が伴う事務を無償で行うことは、民間事業者間であれ

使用料等の徴収事務について		ば一般的ではなく、経済合理性のある価格にて取引を行うことが望ましい。
改修等の費用及び責任の分担について	指摘 33	<p>令和3年度の新潟市食肉センターの管理に係る下記の修繕費が300万円を超えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市食肉センター小動物解体室 自動皮剥機②修繕に伴う経費の支出について」341万円 ・「新潟市食肉センター部分肉処理室 カットコンベア B No.3 修繕に関する変更契約の締結及び経費の支出について」319万円 <p>「新潟市食肉センターの管理に関する協定書」において、300万円を超える修繕については新潟市の負担と定めており、新潟市が負担すべき費用であるため、協定書の規定に従った修繕費の負担が必要である。</p>
新潟市食肉センター施設老朽化について	意見 27	<p>新潟市食肉センターは平成5年の開設から30年が経過しており設備の老朽化が顕著であり、早急に改修が必要な設備は15億円以上にも達している。</p> <p>この点、修繕が必要な設備は、使用頻度・代替可能性・改修期間を考慮して改修の優先度を評価した上で、リスト化したものを新潟ミートプラントが作成し、新潟市と共有している。しかしながら、新潟市において当リストを検討した結果が文書として残されておらず、また修繕計画へ活かされていない。</p> <p>継続的で安心安全なセンター運営を実行するためにも、当リストを用いて個々の設備に関する対応方針を検討することが望まれる。</p>
新潟市食肉センターの改修計画について	意見 28	<p>新潟市食肉センターは大型の設備でありストックマネジメントの観点から、計画的な改修が行われるべきである。しかしながら、予防的な改修計画は作成されておらず、不具合が起こる都度改修をしている状態である。</p> <p>そして、令和4年度のと畜場事業会計の予算額が3.5億円である一方、新潟市食肉センターで早急に改修が必要な設備金額は15億円以上と積算されており、現時点では予算が大きく不足する状況となっている。</p> <p>大型設備の更新には、多額の財源と中長期的な対策が必要となることから、早い時点で計画を策定し資産管理に努めることが望ましかった。</p>

新潟市食肉センターの管理委託料の算定について	意見 29	新潟市食肉センターの指定管理料の算定にあたっては過去実績の平均を踏まえて算定している。ただし指定管理料のうち、修繕費に関しては、単純に過去平均を用いて算定されていることで、令和2年度は12,737千円、令和3年度は10,344千円、令和4年度は13,108千円の予算超過となっている。指定管理料の算定の際には、単純に過去の平均を用いるのではなく、外部環境の変化や施設の老朽化の進行状況を踏まえた将来の予測を反映させて算定することが望ましい。
補助金交付の事務執行について	指摘 34	令和4年度において、高騰する光熱費に対する経営支援として37,495千円の補助金を交付している。交付にあたっては「新潟市補助金等交付規則」にて定める「取扱基準」の設定と「情報の公表」が必要になるが、いずれも行われていない。適切な補助金の交付及び予算の執行を実現するために、規則に従った事務執行が必要である。
備品管理の網羅性について	指摘 35	新潟市と新潟ミートプラントとの間で結ばれた「新潟市食肉センターの管理に関する協定書」において、新潟ミートプラントが管理すべき施設や物品が記載されているものの、管理すべき備品が網羅的に協定書に記載されていない。資産の適切な管理のため、管理すべき備品を網羅的に記載する必要がある。
新潟市土地開発公社		
所管部署及び外郭団体に共通する結果及び意見		
解散に向けた具体的なスキームの検討について	意見 30	新潟市土地開発公社は解散することが予定されているが、具体的な解散時期は令和5年時点においても決まっておらず、解散に向けたスキームが、長期保有土地の売却と負債の返済というスキーム以外にどのようなものが考えられるか、それぞれのスキームにおけるメリット・デメリットがどうかといった検討結果が明確になっていない。 解散が、全ての課題事項が完了し整理されるまで実施されないとすると、解散がいつ行われるのかいつまでも決まらないということにもなりかねない。そのため解散に向けた課題を整理し、方針を決め、課題の解消のため関連部署との調整を含めたモニタリングを行うことが望ましい。
長期保有土地に係る方針の検討に	意見 31	①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地、③地域環境保全林整備事業用地、については取得してから30年以上のものが含まれる

<p>ついて</p>		<p>など、かなりの長期保有となっているにもかかわらず、具体的な動きは無い。</p> <p>①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地については、優先順位が低く、予算措置がなされない状況下において、当初目的のとおり都市計画道路として整備が必要な路線なのか疑問である。そのため、市所管課は精度の高い事業計画を提出し、その計画に合わせた変更契約及び予算措置を行っていくべきである。</p> <p>また、③地域環境保全林整備事業用地については、当初目的を見直さず再取得する方針であるため、先延ばしすることによる具体的な優位性などを示すことが出来なければ、市として速やかに予算措置を行うべきである。</p>
<p>長期保有土地の時価の下落について</p>	<p>意見 32</p>	<p>長期保有土地は、簿価で評価されているが、市がこれらの土地を購入する際には簿価で買い取ることであるところ、時価は簿価より下落している状況である。</p> <p>市は時価簿価差額を負担することになるが、今後さらなる時価簿価差額の拡大の可能性もある。このようなリスクの増大に対応するためにも、長期保有土地についての方針を早急に検討することが望ましい。</p>
<p>協定書の形態化について</p>	<p>指摘 36</p>	<p>新潟市土地開発公社が保有する長期保有土地については、土地の買収にあたって、新潟市が期限を定めて購入することが定められた契約書または協定書が取り交わされている。しかし、これら全てにおいて、契約書又は協定書が何度か変更され、新潟市の買取期限が延長されている。</p> <p>具体的な動きがないまま期限だけ延長しているのは、協定書の調印実務が適切に行われているのか疑問が生じる。そのため、市所管課から現時点でできる限りの精度の高い事業計画を提出させ調印実務を行っていくことが必要である。</p>
<p>借入れによる資金繰りについて</p>	<p>意見 33</p>	<p>新潟市土地開発公社の土地の取得資金は市の無利子貸し付けによって行われている。ただし、市は年度収支の均衡を図るため、民間の金融機関からの有利子借り入れを利用し、年度末には貸付金の返済を受け、期首に改めて貸し付けるということを行っている。</p> <p>現状のスキームは、名目上年度収支を均衡させることを目的に行われているスキームであるが、そのために有利子</p>

		負債を利用していることから利息費用も発生している。実態に即した処理をすれば、不要な利息費用も生じないため、資金繰り手法について見直すべきと考える。
預金の運用方針について	意見 34	新潟市土地開発公社は、解散に向けて業務を縮小している状況にある。一方で、令和4年度における貸借対照表では現金及び預金が16億円保有されており、当該資金について明確な使途も決まっていない。 現金及び預金の活用方針が決まっていなないのであれば借入金の返済に充てるなど、適切な保有残高を検討の上、多額の預金の活用方針について検討することが望ましい。
(公財)新潟水道サービス		
外郭団体に対する結果及び意見		
収益改善施策のない中期計画について	意見 35	水道メーター検針業務事業など新潟水道サービスの主要な受託事業が減少しており法人の経営環境に厳しさが増しているものの、中期計画では法人の経営を改善するための具体的な施策が策定されていない。継続的な事業活動を行うために、法人経営を改善するための施策を計画的に運用することが望ましい。
中期計画の見直しについて	意見 36	主要な受託事業の減少により新潟水道サービスの事業収益は年間5億円から3億円と大きく減少しており、法人の事業運営のあり方は大きく変化している。しかしながら、新潟水道サービスの中期計画は令和元年から見直されていないため、実態と大きく乖離している。法人の構成員の判断の拠り所となる重要な指標であるため、事業環境が大きく変化した局面においては適時に見直しをすることが望ましい。
団体の自立性について	意見 37	新潟水道サービスの事業収益は100%新潟市からの受託収益であり、また、新潟市への人的依存度も高い状況である。新潟市とは別に法人を設立した趣旨に鑑みて、自立性を確立するため独自の財源や人的資本を確保することが望ましい。
契約形態の金額基準について	意見 38	新潟水道サービスが行う契約事務に関しては会計規程第19条第2項に「財団の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によるものとする。」とするのみであり、それぞれの契約形態における金額基準その他要件を定めたものがない。運用上は新潟市の契約事務と同様のルールにて業務を行っているものの、契約事務に係る金額基準その他

		要件を明文化し、適切な契約事務が執行される体制を構築することが望ましい。
情報セキュリティポリシーについて	指摘 37	パスワード管理やバックアップの方法等、情報セキュリティ・管理・運用に係るルールが明文化されていない。情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを明文化することにより、所管部署や責任者が明確となり、また、運用ルールの属人化を防止することが可能となると考えられるため、情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを整備することが望ましい。
PCのパスワード設定について	指摘 38	新潟水道サービスが管理するPC（新潟市水道局のシステムへアクセスするPCを除く）について、パスワード設定がされていない。想定していない者がPCへアクセスすることを防ぎ、情報漏洩を防止するためPCへのパスワード設定を行うべきである。
データのバックアップについて	指摘 39	新潟水道サービスでは、法人内で横断的に使用するデータファイルについて共有PCへ保存しているが、データの定期的なバックアップがなされていない（不定期で外付HDDへバックアップを行っている）。データが滅失した際に、容易に復旧し業務を継続できるように、データの定期的なバックアップを行うべきである。
理事の職務執行の報告について	指摘 40	<p>公益法人においては、代表理事、業務執行理事は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされている。ただし、定款で毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めることも認められる（一般法人法91Ⅱ、197）。新潟水道サービスでは、定款にて毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めている。</p> <p>令和4年度の理事会において、当該報告が1回のみ実施されている状況であった。法令及び定款を遵守し、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、代表理事、業務執行理事の理事会への報告が必要である。</p>
役員欠格事由の確認について	意見 39	<p>新潟水道サービスでは、役員の就任時に欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手はしていない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の</p>

		有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。
賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理について	指摘 41	新潟水道サービスでは、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。 賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上すべきである。 なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。
税効果会計の適用要否の判断について	指摘 42	収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。 よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。
関連当事者の注記について	指摘 43	関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。
所管部署に対する結果及び意見		
随意契約ガイドラインの対象について	意見 40	新潟市が制定した随意契約ガイドラインの対象に新潟市水道局は除外されているが、実態の運用は当ガイドラインを準用しているため、実態に合わせてガイドラインを改訂することが望ましい。
広報紙「水先案内」作製業務の一者随意契約について	指摘 44	広報紙「水先案内」作製業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。 本業務委託は、広報紙の作製・印刷、広告主の募集等を主な業務内容としている。新潟市水道事務への理解、広報紙作製業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。

		<p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>
<p>広報紙「水先案内」作製業務の一者随意契約要件調書兼審査結果調書について</p>	<p>指摘 45</p>	<p>広報紙「水先案内」作製業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。</p> <p>契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。</p>
<p>広報紙「水先案内」作製業務の見積金額の妥当性について</p>	<p>意見 41</p>	<p>広報紙「水先案内」作製業務の見積金額には、人件費・車両費の年額の全額が含まれている。年4回の広報紙作製といった業務内容に鑑みると過大であると思われるが、その適否が所管課で検討されていない。委託業務費用の適切化のため、見積金額を検討することが望ましい。</p>
<p>口座データ入力業務の一者随意契約について</p>	<p>指摘 46</p>	<p>口座データ入力業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p> <p>本業務委託は、口座振替依頼書の形式的な不備のチェックとデータ入力等である。新潟市水道事務や検針業務への理解、過去の経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。</p> <p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>
<p>口座データ入力業務の一者随意契約要件調書兼審査結果調書について</p>	<p>指摘 47</p>	<p>口座データ入力業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。</p> <p>契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制</p>

		を構築することが必要である。
口座データ入力業務の手順書の整備について	意見 42	新潟市は、口座データ入力業務を新潟水道サービスに委託しているが、最新の業務手順書を明文化したものが所管課に存在しない。現状の業務内容の効率化や他の業者への委託業務の切替えを容易にするために、業務マニュアルを整備することが望ましい。
貯水槽施設衛生管理指導業務の随意契約依頼書について	意見 43	貯水槽施設衛生管理指導業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があり、当業務では「随意契約依頼書」にてその検討過程を文書化している。当業務は衛生管理指導という専門性を有しており、随意契約を行う理由について、更に詳細な記載が可能と考えられる。 契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。
給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）の一者随意契約について	指摘 48	給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。 本業務委託は、水道使用量の調査等である。新潟市水道事務への理解、経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。 よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。
給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）の一者随意契約要件調書兼審査結果調書について	指摘 49	給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があり、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。 契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

<p>給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）の一者随意契約について</p>	<p>指摘 50</p>	<p>給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p> <p>本業務委託は、水道使用量の調査等である。新潟市水道事務への理解、経験による業務への精通といった優位性があることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。</p> <p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>
<p>給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）の一者随意契約要件調書兼審査結果調書について</p>	<p>指摘 51</p>	<p>給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があり、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。</p> <p>契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。</p>
<p>随意契約ガイドラインの理解について</p>	<p>指摘 52</p>	<p>包括外部監査の過程において随意契約の適切性について新潟市水道局の契約担当者へのヒアリングを実施したが、随意契約ガイドラインにおける留意点、すなわち業務に精通していることをもって契約者を限定しない等の内容について、初めて知ったというケースが多かった。</p> <p>新潟市水道局と新潟水道サービスにおいて、一者随意契約が多く締結されていた要因の一つが、随意契約ガイドラインの周知不足であると考えられる。そのため、随意契約ガイドラインに係る研修会や説明会等を実施し、契約担当者の随意契約ガイドラインへの理解を深めることが必要である。</p>
<p>所管課分析シートにおける網羅的な課題把握について</p>	<p>指摘 53</p>	<p>新潟水道サービスとの一者随意契約については、所管課として過去より課題があると評価していたと推察される。所管課において認識した課題は、早期に解消に向けて取り組む必要がある。</p> <p>また、識別した課題は上位者や行政経営課が確認できる</p>

		ように、「外郭団体評価調書」に漏れなく文書化する必要がある。
外部評価アドバイザーの活用について	意見 44	外郭団体評価システムにおける外部評価アドバイザーのヒアリング時において、一者随意契約についての課題がディスカッションされていない。当ヒアリングを有効活用するために、重要な課題については所管課より漏れなく外部評価アドバイザーへ提示する必要がある。

以上